令和8年名古屋市監査報告書

(第3号)

名古屋市監査委員

目　　次

経済局（工事）（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）　・・・・・・・・・・　1

住宅都市局（工事）（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）　・・・・・・・・・・　5

第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査の対象

経済局（工事）

（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第３　監査の着眼点

令和 8年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

１　共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

２　特に注意する着眼点

(1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

(2) 利用者や管理者が求める性能を有したものになっているか

第４　監査の実施内容

１　実施時期

令和 8年 2月 9日から令和 8年10月 2日まで

2　実施方法

今回の監査では、経済局における令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を実施した。

区分	件数			金額		
	監査対象（件）	抽出（件）	抽出率（%）	監査対象（百万円）	抽出（百万円）	抽出率（%）
工事	202	21	10.4	884	598	67.6
委託	105	10	9.5	658	29	4.4

（注）金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第５　監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1　指摘

(1) 防火シャッターの維持管理について（維持管理業務）

「消防法」によると、事業場等で収容人員が一定以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせなければならないとされている。また、「火災予防条例」によると、防火シャッターなどの防火設備は常時閉鎖又は作動できるようその機能を有効に保持し、その直近には閉鎖又は作動の障害となる物品を置かないよう管理しなければならないとされている。

「中央卸売市場本場青果仲卸棟 1階防火シャッター更新工事」では、防火シャッターが適正に管理されているかを現地調査で確認したところ、防火シャッターの降下位置に施設利用者の物品が置かれており、防火シャッターの閉鎖に

支障を及ぼすおそれがあった。



防火シャッター正面



防火シャッター側面

防火シャッターについては常に法令の基準に適合するよう適正に管理するとともに、当該物品については速やかに移動されたい。

なお、当該物品については、指摘に基づき令和 8年 6月に移動が行われた。

（中央卸売市場本場施設課）

(2) 軽微な建設工事の契約について（その他）

「建設業法」等によると、建設業を営もうとする者は建設業許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事(注1)のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくてもよいとされている。

また、国土交通省の「建設業許可事務ガイドラインについて」によると、許可を受けた業種(注2)については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、許可を受けた営業所(注3)以外においては当該業種について営業することはできないとされている。

「工業研究所研究棟スクラバー循環ポンプ更新その他工事」では、適正な契約となっているかを契約関係書類及び国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで確認したところ、軽微な建設工事に該当する管工事を契約していた。しかし、契約した営業所では管工事の許可を受けておらず、他の営業所が許可を受けていたことから、契約した営業所と本来契約すべきではなかった。

軽微な建設工事については、建設業者の全ての営業所における工事内容に応

じた業種の建設業許可の有無を確認した上で、適正に契約されたい。

（工業研究所）

（注 1）軽微な建設工事

「建設業法施行令」で定められた建設工事一件の請負代金の額が 500万円（建築一式工事である場合にあっては、 1,500万円）に満たない工事等

（注 2）業種

「建設業法」で定められた建設工事の区分に応じた建設業許可の種類

建設工事には、建築一式工事、管工事など29の区分がある

（注 3）営業所

「建設業法」及び「建設業法施行令」で定められた本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所

第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査の対象

住宅都市局（工事）

（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第３　監査の着眼点

令和 8年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

１　共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

２　特に注意する着眼点

(1) 利用者や管理者にとって有効性のある施設となるように適切な整備が行われているか

(2) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

第４　監査の実施内容

１　実施時期

令和 8年 2月 9日から令和 8年10月 2日まで

2　実施方法

今回の監査では、住宅都市局における令和 6年 4月 1日から令和 8年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を実施した。

区分	件数			金額		
	監査対象（件）	抽出（件）	抽出率（%）	監査対象（百万円）	抽出（百万円）	抽出率（%）
工事	1,222	97	7.9	172,245	29,072	16.9
委託	655	10	1.5	7,587	398	5.2

（注）金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第５　監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1　指摘

(1) 歩道上における施設の配置設計について（設計）

本市の「福祉都市環境整備指針」（以下「整備指針」という。）によると、誰もが道路、公共交通機関といった都市施設を快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を配慮した上で、その安全性、利便性、快適性を確保すべく、利用時のバリアを解消するため、標準としての技術的基準が定められている。

歩道上のバス停整備に伴う施設の配置について、バス停利用者にとって有効性のある施設となっているかを設計図書及び現地調査で確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア　視覚障害者誘導用ブロックと路面排水施設の配置

「整備指針」によると、歩道の路面排水施設(注1)は歩行者等の動線上に設置しないとされているが、「ＳＲＴ(注2)乗降待合空間整備工事（西側工区）」始め 2件では、路面排水施設内に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。このため、乗車に際して視覚障害者を路面排水施設内へ誘導する配置となっており、誘導の安全性を十分に確保していなかった。



視覚障害者誘導用ブロックと路面排水施設の配置（左：通常時　右：冠水時）

イ　ベンチと路面排水施設の配置

「ＳＲＴ乗降待合空間整備工事（東側工区）」では、ベンチ利用者の足が路面排水施設内に位置する配置となっていた。このため、足の接地面が水平ではなく不安定となり、着座時及び起立時にバランスを崩して転倒するおそれがあった。また、雨天時には履物が水に浸かるおそれがあり、ベンチの利便性及び快適性を十分に確保していなかった。



ベンチと路面排水施設の配置

歩道上における施設については、「整備指針」に基づき、適切に配置するとともに、利用者の安全性、利便性及び快適性を確保し、有効性のある施設となるよう設計されたい。　（交通事業推進課）

（注 1）路面排水施設

側溝、集水桝、管路など、車道や歩道に降った雨を速やかに排除するための施設

（注 2）ＳＲＴ

「Ｓｍａｒｔ　Ｒｏａｄｗａｙ　Ｔｒａｎｓｉｔ」の略称

名古屋市が運行している新たな路面公共交通システム

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの配置設計について（設計）

本市の「福祉都市環境整備指針」（以下「整備指針」という。）によると、バス停部の視覚障害者誘導用ブロックは歩道端部から30センチメートル程度の離隔を確保するとされている。

「ＳＲＴ乗降待合空間整備工事（西側工区）」始め 3件では、視覚障害者誘導用ブロックの配置について、誘導の安全性を確保しているかを設計図書及び現地調査で確認したところ、バス停部に設置された視覚障害者誘導用ブロックの配置は歩道端部からの必要な離隔が確保されておらず、視覚障害者の誘導の安全性を十分に確保していなかった。

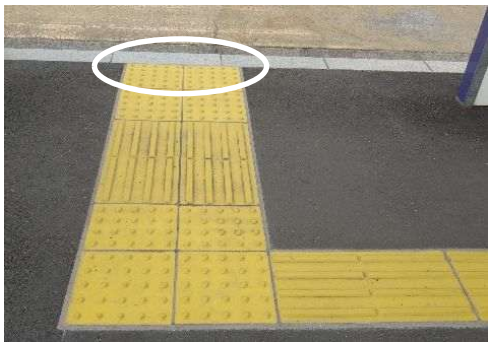

バス停部の視覚障害者誘導用ブロック

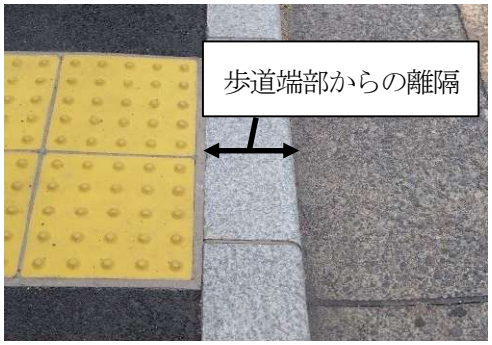

離隔が不足している例

視覚障害者誘導用ブロックについては、「整備指針」に基づき、視覚障害者の誘導の安全性を確保する配置となるよう設計されたい。

（交通事業推進課、名駅ターミナル整備課）

(3) 照明設備の配置設計について（設計）

文部科学省が定める「中学校施設整備指針」によると、各室・空間の利用状況等に応じ、利用者が各設備を適宜運転し、停止し、又は調節することができ

るよう、操作性の確保に留意して計画し、設計することが重要であり、特に照明スイッチは、適切な位置に配置することが重要であるとされている。

「上志段味中新築電気工事」では、照明設備の配置について、利用者にとって有効性のある施設となっているかを設計図書及び現地調査で確認したところ、ホール部は 1階から 2階にかけての吹抜け空間であり、 2階天井面に 1階フリースペース用の照明が設置されていたが、照明スイッチは 2階にのみ設置されていた。このため、 1階でフリースペースを利用する際には、点灯及び消灯のために 2階へ移動して操作する必要があり、有効性を十分に確保していなかった。

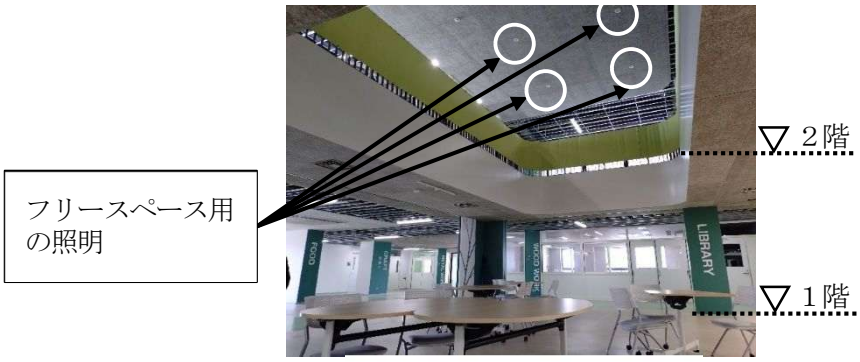

1階フリースペース

照明設備については、各室・空間の利用状況等を踏まえ、利用者にとって有効性のある設備となるよう設計されたい。 （設備課）

(4) 間接工事費の算定について（積算）

緑政土木局の「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準書」という。）によると、工事費は、材料費や労務費等からなる直接工事費のほか、共通仮設費(注1)及び現場管理費(注2)からなる間接工事費などで構成されている。共通仮設費及び現場管理費については、対象額に所定の率を乗じ、条件に該当する場合は施工地域を考慮した補正を行い算定するとされている。また、施工地域を考慮した補正は、適用条件ごとに補正係数が定められており、複数の適用条件に該当する場合は、優先順位の高い適用条件の補正係数を使用するとされている。

間接工事費について、「積算基準書」に基づいて適正に算定されているかを

積算書で確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア　「東山公園テニスセンター改修土木工事（第１期）」始め 3件では、施工地域を考慮した補正の適用条件に該当しないにもかかわらず、補正を行い、積算額が過大となっていた。（営繕課）

イ　「中央卸売市場本場浸水対策工事」始め 3件では、本来使用すべき適用条件の補正係数ではなく、優先順位の低い適用条件の補正係数を使用して補正を行い、積算額が過小となっていた。

（営繕課、緑都市整備事務所、名港開発振興課）

間接工事費については、「積算基準書」に基づき、適用条件及び優先順位を確認し、適正に算定されたい。

（注 1）共通仮設費

工事の施工に当たって、必要となる準備や安全対策等の費用

（注 2）現場管理費

工事の施工に当たって、工事現場を管理運営するために必要となる費用

第６　意見

１　利用者の視点に立った施設整備について

本市では、「福祉都市環境整備指針」（以下「整備指針」という。）の基本理念に基づき、市民の誰もが安全に、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指している。その実現に向け、ユニバーサルデザインの視点のもと、バリアフリー整備に当たっては、それを必要とする人たちが利用しやすい施設整備を行うこととしている。

また、「整備指針」では視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）の整備に当たっては、マンホールのふたなどに十分留意し、欠落がないよう必要な工夫や位置変更を考慮することが望ましいとされている。

誘導用ブロックの整備について確認したところ、ふたにより誘導用ブロックが欠落していたもの（事例１）や、ふたの上に誘導用ブロックを設置しているものの、ふたの枠等の影響により一部の線状突起が欠落していたもの（事例２）が見受けられた。これらの事例は、視覚障害者の誘導に影響を及ぼすおそれがあり、利用しやすい施設整備が行われているとは言い難い。

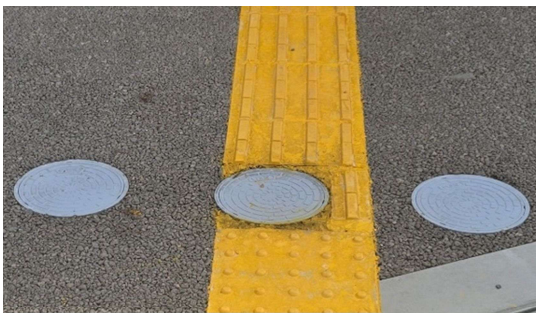

事例１



事例２

欠落の原因は、誘導用ブロックの位置にふたが設置されていることにあるため、設計段階及び施工段階において、そのような設置とならないよう関係者間で十分な調整及び検討を実施すべきであった。やむを得ずふたの上に誘導用ブロックを設置する場合であっても、ふたの枠等の影響による突起の欠落を最小限に抑える等、誘導機能をできる限り確保するための対応が必要である。

また、本監査の指摘事項においても、視覚障害者が利用しやすい施設整備が行われているとは言い難い事例が見受けられた。

住宅都市局においては、「整備指針」に基づき、誰もがより安全に安心して快適に利用できる施設となるよう、一層利用者の視点に立った施設整備に努められたい。

２　工事関係図書に関する事務の効率化について

住宅都市局では、建設現場における働き方改革として、週休 2日工事やデジタル技術を活用した業務効率化等の取組を進めているが、受発注者双方の働き方改革をさらに推進するためには、工事関係図書等（以下「図書」という。）に関する事務の効率化を図ることも必要である。

国土交通省では、省略又は集約が可能な図書の考え方を示しており、必要な内容が記載された他の書類等の提出又は提示があるものについては、新たな図書の作成・提出を求めないとされている。また、関連する内容を記載する複数の図書については、必要事項を一つの図書に集約し、他の図書の提出を求めないことができるとされている。

他自治体では、工事着手届によらず他の図書により着手状況を確認している事例や、施工体制台帳等により下請負の状況を確認できる場合に下請負届の提出を求めていない事例もある。

一方、住宅都市局では、工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき受注者に対し工事着手届及び下請負届の提出を求めている。これらの図書は一定の確認機能を有するものの、他の書類等の活用により同様の確認が可能となる場合もある。

住宅都市局においては、図書について、それぞれの目的や把握すべき事項を整理した上で、必要な確認機能を確保しつつ、事務負担の軽減の観点から、提出を求める図書の省略又は集約や、確認方法の見直しを検討されたい。

また、財政局においては、約款を所管していることから、住宅都市局をはじめとする関係局と調整の上、約款における図書の提出規定について見直しを検討されたい。

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。